

接続料規則等の一部改正について

改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成17年度から平成19年度までの3年間を適用期間として、現行の長期増分費用(以下「LRIC」という。)方式(第3次モデル)によって算定されているところである。
- (2) また、現行の接続料算定においては、平成16年10月19日付情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(以下「平成16年答申」という。)に基づき、平成17年度からの5年間でNTS(Non-Traffic Sensitive)コストを段階的に接続料原価から控除しているところであるが、平成16年答申では、「新モデル適用期間後、新たに接続料の算定方法が検討される場合には、必要に応じてNTSコストの扱いについて改めて検討することが適当」との考え方が示されているところである。
- (3) これらを受け、LRIC方式(第4次モデル)によって算定される平成20年度以降の接続料算定に関し、平成19年4月19日に「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」について本審議会に諮問し、同年9月20日に答申を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正では、同答申等を踏まえ、平成20年度以降の接続料の算定方法等について、主に以下の事項を措置するため、所要の規定整備を行うこととするものである。

【接続料規則(平成12年郵政省令第64号)】

「接続料設定に用いる入力値の扱い」
LRIC方式による平成20年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)の一部改正】

「NTSコストの扱い」
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入

「接続料設定に用いる通信量の扱い」
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

「接続料における東西格差」
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)

PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算

主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

（1）LRIC方式による平成 20 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、平成 20 年度の接続料算定に用いる各入力値を、第 29 回長期増分費用モデル研究会（平成 19 年 11 月 1 日開催）において了承された値に更新するため、別表の整備を行うこととするものである。

答申 [30 頁抜粋]

イ その他の入力値の扱い

したがって、通信量以外を入力値については、従来同様、透明性の確保に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正

（1）NTSコストのうち、き線点RT - GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入

【附則第 8 項及び第 9 項関係】

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成 19 年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均 + 標準偏差の 2 倍」を超える額に補てん対象を変更することに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT - GC間伝送路費用相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT東西のみがき線点RT - GC間伝送路費用を負担することとなるため、答申を踏まえ、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することとするものである。

具体的には、接続料原価に算入するき線点RT - GC間伝送路費用について、実態に則した必要最小限のものに限定するため、LRICモデル（第 4 次モデル）で算定された収容局別の当該伝送路費用のうち、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路費用に限ることとするものである。

また、激変緩和措置として、これまで毎年度 20% ずつ段階的に接続料原価から NTSコストを控除してきたことを踏まえ、き線点RT - GC間伝送路費用の接続料原価への算入も、平成 20 年度以降、毎年度 20% ずつ段階的に行うこととするものである。

なお、き線点RT - GC間伝送路費用以外のNTSコストの扱い（平成17年度から5年間で接続料原価から段階的に控除）には、変更はない。

答申[22頁抜粋]

イ き線点RT - GC間伝送路の扱い

この点については、き線点RT - GC間伝送路は、上記のとおり基本的に加入者回線の一部と認められ、その費用は、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであるが、以下の理由により、き線点RT - GC間伝送路に係るコストは、当分の間の措置として、接続料原価に算入することもやむを得ない。

き線点RT - GC間伝送路は、主として事業者間競争が成立していない高コスト地域において、加入者交換機が最寄りの局舎に設置されていない場合に加入者交換機を設置している局舎まで加入者回線を延伸するために設置されるものであり、当該伝送路に係るコストは、従来のユニバーサルサービス制度では、その補てんの対象に含まれていたことから、受益する事業者により公平に負担されていたことしかし、利用者負担を抑制する観点から、ユニバーサルサービス制度による補てんの対象範囲を縮小することにより、当該費用は、実質的に当該制度により補てんされないこととなるため、当該費用をNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担する必要があること

この際、上記措置は、当分の間の措置であることにかんがみ、費用負担の公平性や基本料・接続料水準に与える影響等に配慮しつつ、制度としての予見可能性を確保したものであることが必要である。

この点、実際のネットワークにおいては、長期増分費用モデル上のRT局に必ずしもRTが設置されているとは限らない。今回の見直しが、高コスト地域におけるき線点RT - GC間伝送路の費用を各事業者が接続料として公平に負担することを目的とするものであることにかんがみれば、当該費用は実態に即した必要最小限のものに限られるべきである。したがって、接続料原価に算入する費用は、長期増分費用モデルで算定された収容局別のき線点RT - GC間伝送路費用のうち、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路費用に限ることが適当である。

また、激変緩和措置として、これまで毎年度20%ずつ段階的に接続料原価からNTSコストを控除してきたことを踏まえれば、き線点RT - GC間伝送路費用を接続料原価に算入する場合も、毎年度20%ずつ段階的に行うことが適当である。具体的には、現行接続料規則上、接続料原価に加算されるNTSコストが平成20年度において20%であることから、これをベースとして当該年度以降、毎年度20%ずつ段階的に接続料原価に算入することが適当である。

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第14項関係】

答申を踏まえ、平成20年度から平成22年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の「適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したもの」を採用することとするものである。

答申[30頁抜粋]

ア 接続料算定に用いる通信量の扱い

これら二つの場合と比較して、の前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの(8か月予測)を用いる場合、「予測値と実績値の乖離幅」の計測時期の違いによる振幅(通信回数で0.7%、通信時間で0.5%)は、の当年度予測値(14か月予測)の半分以下であることから、当年度予測値と比較して信頼性が相当程度高いと認められる。

また、「予測値と実績値の乖離幅」(通信回数で最大0.8%、通信時間で最大-1.7%)は、平成16年答申における試算(通信回数で0.4%、通信時間で0.1%)に比べ拡大してはいるものの、「当年度通信量との乖離幅」(通信回数で3.9-5.5%、通信時間で5.5-6.1%)は十分に小さく、当該乖離幅が非常に大きくなるの前年度予測値(2か月予測)と比較しても、予測通信量としての信頼性が劣っているとは認められない。

したがって、平成20年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。

(3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料) 【附則第17項関係】

答申を踏まえ、LRIC(第4次モデル)方式によって算定される接続料算定については、第4次モデルの適用期間中は、これまでと同様、東西均一接続料が設定されることを確保するため、平成20年度から平成22年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするものである。

答申[35頁抜粋]

ウ 東西別接続料の設定の是非

以上のような、東西別接続料の設定による影響を考慮すれば、現行の接続料算定方法を大幅に見直さない限りにおいて、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当である。

(4) PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算 【附則第12項及び第13項関係】

経緯

ア PHS基地局回線機能の接続料は、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、本来、NTSコストのうちPHS基地局回線機能に係るものについては、当該機能の接続料原価に加算されるべきものである。

イ しかしながら、平成16年答申において、「PHS事業者の支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることになるため、PHS事業者が加入者ポート等に相当する設備(OCU)について平成16年度から既に個別負担していることを考慮して、PHS基地局回線に関しては、初めの数年間は追加的なNTSコストが算入されないよう配慮がなされるべきである」と整理された。

ウ このため、平成17年度・18年度は、PHS基地局回線機能の接続料原価にN

T Sコストを加算してこなかったが、平成 19 年度からは、N T Sコストを段階的に加算することとした。

これは、P H S 基地局回線機能の接続料原価には、現行の接続料算定方式の導入時(平成 17 年度)から加入者ポートに相当する設備(OCU)の費用が加算されていたと考えることができることを踏まえ、以下の場合における平成 17 年度以降の各年度のN T Sコスト相当額の総額を比較すると、両者は概ね等しくなることを理由とするものである(下図参照)。

- 1) 平成 17 年度から段階的にN T Sコスト相当分を加算する場合【緑の点線】
- 2) 平成 17 年度からOCUのみを加算し、平成 19 年度以降はN T Sコストも段階的に加算する場合【赤の実線】

エ ただし、平成 19 年度における加算措置については、接続料規則の規定によらない算定方法として、同規則第 3 条ただし書に規定する総務大臣の許可(特別な理由がある場合に同規則の規定によらない算定を行うための許可)を求める申請がなされたことから、情報通信審議会の審議(答申:平成 19 年 3 月 30 日)を経て、当該許可を受けて行われたものである。

平成 20 年度から接続料規則に規定する理由

P H S 基地局回線機能の接続料原価へのN T Sコストの加算措置について、平成 20 年度からは接続料規則に所要の規定を整備することとするが、これは、当該措置に係る透明性の確保を図るとともに、加入者交換機能・公衆電話機能の接続料原価へのN T Sコストの加算措置が同規則に規定されていることとの平仄を取るためである。

